3 (1)　借款は、ベトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をベトナムの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に編入され、ベトナム社会主義共和国政府による政策文書の実施を支援するために使用される。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正にかつ専らベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び政策文書の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び政策文書に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月三十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月三十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン閣下

○財務省・農林水産省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一中「年八厘」を「年七厘」に、「年九厘五毛」を「年八厘五毛」に、「年一分九厘五毛」を「年一分八厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘五毛
十年を超え十三年以下	年四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年五厘五毛
十五年を超え十七年以下	年六厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年七厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘五毛
十年を超え十三年以下	年四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年五厘五毛
十五年を超え十七年以下	年六厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年七厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・〇五パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・〇五パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。